

那須塩原市子ども・子育て未来プラン（素案）の概要

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

- 平成24年8月 「子ども・子育て関連3法」の成立
- 平成27年4月 「子ども・子育て支援新制度」が本格スタート（予定）
 - 幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指す
- 「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長
 - 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために、職場・地域における子育てしやすい環境の整備を推進する
- これらを踏まえ、すべての子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進し、新たな課題や住民ニーズに的確に応えていくために「子ども・子育て未来プラン」を策定

2. 計画の位置づけ

- 「子ども・子育て支援法」による子ども・子育て支援事業計画と、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画の両計画を一体的に策定

3. 計画の期間

- 平成27年度～平成31年度までの5か年を一期として策定

第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1. 統計からみた本市の現状

- (1)人口の推移 (2)出生の動向 (3)婚姻の動向 (4)女性の就業状況 (5)人口推計

2. 子育て支援サービスなどの現状

- (1)保育園などの状況 (2)子育て支援サービスの状況 (3)幼稚園の状況 (4)小学校・中学校の状況 (5)障害児通園施設の状況

3. ニーズ調査結果からわかる現状

- 平成25年9～10月に実施した「子ども子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果による本市の現状

- (1)子どもの育ちをめぐる環境 (2)保護者などの就労の状況 (3)教育・保育の利用状況と利用意向 (4)小学校就学後の放課後の過ごし方 (5)育児休業を取得していない理由

4. 次世代育成支援対策行動計画の進捗状況

- 次世代育成支援対策行動計画（後期計画：H22～H26）の分析・評価

- (1)施策評価の方法 (2)評価の総括 (3)基本目標別の評価（基本目標1：子どもを社会で育てる意識づくり 基本目標2：援護が必要な家庭への支援 基本目標3：母子保健医療の充実 基本目標4：仕事と家庭生活の両立の支援 基本目標5：教育環境の整備 基本目標6：子育てにやさしい生活環境の整備）

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

親と子が育ちあい 健やかにふれあえるまち なすしおばら

○地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるようなまちを目指す

2. 基本的な視点

○本計画は、それぞれの立場から子どもが健やかに育つ・育てる環境整備を考慮して、次の4つの基本的視点に基づき、総合的な施策の展開を図る

- I すべての子どもの人権を尊重する
- II すべての子どもと子育て家庭への支援
- III 子育てにやさしい社会づくり
- IV 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

3. 計画の基本方針

○基本理念と基本的視点を念頭に置きつつ、下記の6つの基本方針に基づいて施策を推進する。

基本方針1：子育てを地域で支える意識づくり 基本方針2：援護が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本方針3：母子保健事業の充実 基本方針4：仕事と家庭生活の両立の支援 基本方針5：教育環境の整備 基本方針6：子育てにやさしい生活環境の整備

4. 計画の体系

○基本理念、基本的視点、基本方針、基本施策、各事業の体系を整理

第4章 施策の展開

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

- 基本施策（1）教育・保育サービスの充実
- 基本施策（2）地域における子育て支援サービスの充実
- 基本施策（3）子育て支援のネットワークづくり
- 基本施策（4）子どもの健全育成
- 基本施策（5）地域における人材育成

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

- 基本施策（1）児童虐待防止対策の充実
- 基本施策（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 基本施策（3）支援児施策の充実

基本方針3 母子保健事業の充実

- 基本施策（1）妊娠婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策
- 基本施策（2）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 基本施策（3）食育の推進
- 基本施策（4）子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
- 基本施策（5）小児医療等の充実
- 基本施策（6）不妊治療対策

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

基本施策（1）働き方の見直しに関する意識啓発

基本施策（2）仕事と子育ての両立支援の推進

基本方針5 教育環境の整備

基本施策（1）次代の親の育成

基本施策（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

基本施策（3）家庭や地域の教育力の向上

基本施策（4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

基本施策（1）安心して外出できる環境の整備

基本施策（2）子どもたちの安全の確保

第5章 子ども・子育て支援事業

1. 教育・保育提供区域の設定

○本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、那須塩原市全域をひとつの区域として設定

2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

- ①幼稚園など（1号認定・2号認定【教育希望】）②保育園など（2号認定）
- ③保育園など（3号認定）

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- (1)利用者支援事業 (2)地域子育て支援拠点事業 (3)妊婦健康診査 (4)乳児家庭全戸訪問事業 (5)-1 養育支援家庭訪問事業 (5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (6)子育て短期支援事業 (7)ファミリー・サポート・センター事業 (8)一時預かり事業 (9)延長保育事業 (10)病児・病後児保育事業 (11)放課後児童健全育成事業 (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

- (1)認定こども園の普及に係る基本的な考え方
- (2)教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性
- (3)関係機関との連携方策

5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○保護者が産後休業及び育児休業後の希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に施設整備等の事業の推進に努める

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1. 計画の推進体制

2. 計画の点検・評価などの進捗管理